

広島県告示第九百三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小野地九三七一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町・丁目		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安佐南区		沼田町		伴		横更		九三八〇番六		標柱一号及び六号	
						観音山		四七一一番		標柱二号	
						横更		九三七一番		標柱四号及び五号	
								四七二番二		標柱三号	